

:今回ご説明範囲

:他のコメントと合わせて回答

:ご説明済み

| No. | 分類 | 開催年月日 | コメント内容 | ご指摘事項に対する回答, 対応する資料等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------------|--|--|--------------|
| 1 | ヒアリング | 2022. 3. 11 | 【補足説明資料 補足-4】(p539) 2018年の既認可から今回工事計画を変更する必要性について、既工認の評価（改造箇所の変換対策や耐震評価の扱い）を整理して、再説明すること。 | 【補足説明資料 補足-4】(p539~541) 2018年の既認可では基準地震動 S_s 及び設計竜巻による波及的影響を防止するため、原子炉建屋付属棟に設置している通常換気系の排気隔離弁A室(①)、燃料取替時専用換気系の排気隔離弁B室(②)及び①の補強に付随して原子炉建屋付属棟(廃棄物処理棟)(③)の外壁補強を行う計画でしたが、工事計画認可後、詳細な現場確認及び工事の施工性検討を実施した結果、③の補強を行うには多岐にわたる干渉物(配管、ケーブル、ダクト等)を撤去及び補強後に復旧をする必要があり、工事工程に多大な影響を与えることが分かりました。 ③の外壁補強が困難であることが確認されたため、それに付随して①の外壁補強も困難となることから、①の外壁補強を不要とする方策を検討しました。その結果、原子炉建屋換気系の系統運用の見直しをすれば、①に設置されている隔離弁の隔離機能が不要となり、外壁補強を取止めることができることから、原子炉建屋換気系の改造について検討をすることとしました。 検討した結果、原子炉建屋換気系の改造が可能と判断できたため、①の補強を取止め、②の補強のみを行うこととしました。 なお、外壁補強取止めによる基準適合性への影響を整理し、その結果、影響しないことを確認しました。 | 3/28 回答予定 |
| 2 | ヒアリング | 2022. 3. 11 | 【補足説明資料 補足-4】(p542) 設置許可添付書類八に記載されている「換気用の原子炉建屋入口及び出口ダクトはそれぞれ2系統を有し、それぞれ2個の空気作動の隔離弁があつて」と、今回の改造後の系統構成が整合することを、再度整理して説明すること。 | 【補足説明資料 補足-4】(p543, 549~551) 設置許可添付書類八に記載している「換気用の原子炉建屋入口及び出口ダクトはそれぞれ2系統を有し」とは、「図4 添付書類八 第9.1-1図 原子炉建屋ガス処理系の構造概要」に図示したA系(緑部)とB系(青部)の入口側はタイラインまで、出口側はフィルタ以降からを指し、また、「それぞれ2個の空気作動の隔離弁があつて」については、入口ダクト及び出口ダクトそれぞれに2個の空気作動の隔離弁があることを指しています。 従いまして、今回の改造により弁及びダクトを撤去しても、設置許可添付書類八の設計方針に変更はありません。 | 3/28 回答予定 |
| 3 | ヒアリング | 2022. 3. 11 | 【補足説明資料 補足-4】(p542) 「燃料交換作業時には予備ファン1台を起動させ、原子炉建屋運転階の換気風量の増大を行うことができる。」という点について、予備ファンを起動した上で、ダンパ調整するのであれば、これが分かる記載とすること。 | 【補足説明資料 補足-4】(p543) 予備ファンを起動した上で系統の弁(ダンパー)の開度調整により風量の増大が可能であることが分かるよう記載しました。 | 3/28 回答予定 |
| 4 | ヒアリング | 2022. 3. 11 | 【補足説明資料 補足-4】(p540) 「最新プラントの設計では燃料取替時専用換気系はなく」という点について、具体的にどのような調査を実施して、どのような結果であったのか纏めること。 | 【補足説明資料 補足-4】(p540, 552~554) 下記プラントを対象に設置許可添付書類八(本文及び系統概要図)を調査しました。その結果、いずれにおいても、原子炉建屋換気系の給気及び排気ダクトは1ラインで、それぞれ2個の空気作動の隔離弁を設けた設計であることを確認しました。 [調査プラント] 女川2号機、浜岡4号機、島根2号機(BWR-5) 柏崎刈羽6・7号機、志賀2号機(ABWR) | 3/28 回答予定 |
| 5 | ヒアリング | 2022. 3. 11 | 【補足説明資料 補足-4】(p542) 設置許可本文に該当する弁及びダクトに関する記述がないかどうかは、本文に記載しなければ分からない。本文にどのような記載があるのか明確にし、なぜ変更の必要がないのか明確にすること。 | 【補足説明資料 補足-4】(p543, 548) 設置許可本文(別添2参照)には送風機及び排風機についての記述はありますが、弁及びダクトに関する記述はありません。 従いまして、原子炉建屋換気系を1ラインへ改造しても、上記No.2で回答しました通り、設置許可申請書の変更手続きは必要ないと考えます。 | 3/28 回答予定 |